

令和2年度第4回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 令和2年10月19日（月） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎5階 議会第2会議室

3 出席者

委員

細田委員長、入江副委員長、青砥委員、大谷委員、北農委員、郡委員、林委員、湯浅委員

所管部局

総合政策部淀江振興課（橋井淀江支所長、山浦淀江振興課長、淀江振興課職員）

経済部文化観光局スポーツ振興課（岡経済部文化観光局長、深田スポーツ振興課長、スポーツ振興課職員）

事務局

辻総務部長、瀬尻総務管財課長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

[3 諮 問]

- ・米子市観光センター
- ・米子市福祉保健総合センター・米子市保健センター・米子市老人福祉センター

[4 議 事]

(1) 指定管理者候補者案（選定委員会諮問）の審議

①【米子市淀江温浴施設】

所管部局の総合政策部淀江振興課が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問）の選定過程などを説明した。

【質疑等】

（委員） コロナ禍における利用の変動状況は。

（所管課） コロナの影響によって利用人数の減少はあったが、8月くらいからは徐々に回復してきており、現在は前年とほぼ変わらないくらいまで回復している。

（委員） 「利用者に対するサービス向上策」について、項目としては新たな指定管理者としての提案という理解でよろしいか。

（所管課） 【温泉館としての利用者サービス】と【温泉館に付帯する利用者サービス】に分け、「温泉館としての利用者サービス」に向上策として、従前の策と、地域の高齢者の利便性向上や淀江の魅力発掘の観点からサービスの向上につながるという新しい事業の策について記載がある。

温泉の利用者数については、事業者も平日昼間に伸びしろが求められると分析しており、活用方法がないのかというときに、米子市の重点施策の一つとして連帯策を積極的に推進しており、平日昼間を使って米子市も事業展開するにあたって

高齢者にも健康増進・フレイル予防という観点から、温泉施設も使ってもらって、新しい顧客層も開拓しようという趣旨で新規として挙げた。

(委員) 基本的には「普通」評価とするところだが、市の施策と合った提案があるため「普通以上」の評価とされた。

(委員) 事業計画書の項目「経費削減のための方策」に記載のある『多能工化』とはどのような意味か。

(所管課) 一人の職員がひとつの仕事をこなすのではなく、万遍なくいろいろな仕事をこなせるようにするという事です。

(委員) 「経費節減のための方策」の項目について、事業計画書に記載された方策で事業の縮小・廃止とか人員配置の見直し等があるが、本当に見込みがあるのか、節減できるという根拠があれば教えていただきたい。

(所管課) 事業計画書の「米子市淀江温泉施設事業計画」に会席事業の記載があるが、コロナ禍において事業の収入が減っているので、利益が出ない事業は見直しを行い、それを補う役割として利益率の高いバーベキュー事業を拡大する。このような新しい事業にチャレンジしていくという意向を聞いているので「普通以上」の評価とした。

(委員) 人員配置について、正職員2名の退職があったがその補充は行わないと記載されている。それで回るのか。

(所管課) 回すような職員配置に見直す。

(委員) 資料の決算報告書の株主資本等変動計算書に自己株式の消却、資本剰余金から利益剰余金への振替とあって、自己株式についてどなたか出資者で買い戻しをされたのか。今指定管理の話なので、この法人の運営に選定委員会が口を出すことではないが、米子市として株式の過半数を出資している以上第3セクターであっても、どういう状況が起きているか教えてください。

(所管課) 記憶の範囲ですと、以前株式を持っていた会社の1社が倒産し、その株式を買い戻したということがある。個人株主は、譲渡については取締役会等の審議に諮り、譲渡を認めるという方法をとっており、新たに買いたいという方があったときに手放したい方との仲立ちをして株の動きがあったと記憶している。

(委員) 現在、株主はどんな形になっているのか。

(所管課) 米子市が筆頭株主となっており、そのほかにJA、米子日吉津商工会、寿製菓が大株主。そのほか個人株主が持っているという事聞いている。

(委員) 株式会社として運営面で株主同士の問題などは起きていないか。

(所管課) 株の配当自体が過去に1度しか行っていないということもあるが、もっと配当を、という話は出ていない。入浴券等を利用していただくなどで株主へのサービスを努めていると聞いている。

②【米子市淀江農林産物直売施設】

所管部局の総合政策部淀江振興課が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問）の選定過程などを説明した。

【質疑等】

(委員) レストランを営業停止した後のスペースはどうするのか。

(所管課) 市民が個人的に作ったアート作品などを発表する場所として提供するというの

が一つ。観光客や地元住民が休憩できるスペースと、米子市の特に淀江地区の観光情報などの発信拠点として使うというのが二つ目。もうひとつが淀江の淀江傘など特産品を展示し、この地域の魅力を発信していくという利用を考えている。

(委員) 「障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動の実施」の項目について、特記事項で障がい者雇用という記載があるが、障がい者雇用についての記載は事業計画書にあるか。

(所管課) 障がい者雇用については、事業計画書には記載がないが申請者は現在も指定管理者であるので、担当者が知り得た情報からこのように記載している。

(委員) 障がい者を雇用したり、福祉事業所に委託しているのか。

(所管課) 一人は雇用されている。

(委員) レストランが低迷していたからやめるという感じか。それともコロナの影響によるものか。

(所管課) 低迷していた。

③【米子市皆生市民プール】

所管部局の経済部文化観光局スポーツ振興課が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問）の選定過程などを説明した。

【質疑等】

(委員) 「経費節減のための方策」について、様々な事に職員が対応するようだが、今は外部委託なのか、それとも今も職員で対応しているのか？

(所管課) 機器の点検や、警備の関係など専門的な業務は外部に委託している。機器の補修、壁・窓などの簡単な補修は担当の職員が行っているが、この度はこのプール自体もかなり老朽化してきているため、指定管理業務5年間の中で計画に上げて大規模な修繕を行うというのが出ている。

(委員) 県と市で交換する際にプール棟は改修されたんですよね。

(所管課) はい。平成27年に鳥取県が持っていたこの皆生プールと東山にある市民プールを交換する際に、プール棟のみ大規模改修を行い、耐震補強を行なった。

(委員) 自主事業計画について、自主事業をたくさん計画しておられるが、コロナ禍で中止等になっているが事業はできそうか。

(所管課) 今年4月以降、自主事業の教室を中止したものがたくさんあり、各種教室での利用料金収入がその分なくなった。コロナウイルス関係により減収となった指定管理業務については市から補てんすることとし9月補正で予算を計上した。現在は教室も再開してきているので来年度以降予定通り事業を行うつもりで、収入も見込んでいます。

(委員) 管理運営方針に、利用者に安全楽しく気軽に利用してもらおうとか、サービスの向上策に、自主事業で様々な事業を実施されるとか、サービスを向上させ利用者に満足を感じてもらおうことで利用増を図り収入の増加につなげたいと、あらゆるところに利用者の利便性・サービスの向上が書いてあった。私が選定委員会の委員として最も考慮したいと思ったのが利用者に対するサービスが本当にできるのかを見たいと思っていたが、そういうことが書いてあるので、私はこの企業体にお任せして良いのではないかと思います。

- (委員) 安全管理もしっかりされていて、子どもが騒いでいるとしっかり指導されているなどと思う。
- (所管課) 水を扱う施設なので、市が持っている施設の中でも何かあったときに非常に危険性が大きいのではないかと思います。そういった意味で注意する部分が他の体育館などとは違うと思っており、この施設の管理運営を指定管理に行なっていただく。

④【米子市体育施設及び米子市都市公園】

所管部局の経済部文化観光局スポーツ振興課が、指定管理者候補者案（選定委員会諮問）の選定過程などを説明した。

【質疑等】

- (委員) A社は県外企業2社と県内企業2社の企業体。
- (所管課) A1とA2が主に指定管理の施設管理とマネジメントを行い、A3は主に広報、A4が植栽・芝の管理とそれぞれ役割分担をして4社で協力して運営する。計画書にもあったが、A1とA2は他施設でも協力関係を結んで指定管理業務を行っている。
- (委員) 両社の収支予算の事業収入を見ると、A社は市の試算の倍ぐらいの収入額を見込み、B社は市の試算の1/4ぐらいの見込み収入額なので、それが指定管理料に反映され、両社の指定管理料に差が出たと思うのだが、B社の事業収入の見込みがこんなに少ないのは何か理由があるのか。
- (所管課) 両法人の特徴が、この差になるかと思う。B社は建設業を営む法人で、施設の修繕や維持管理などには非常に長けており、小規模なものであれば自社で直すこともあるが、自主事業については計画はされたが、事業収入がそこまで出ていない。これに対し、A社は休日イベントなどが得意分野です。A社は休日イベントの年代別対象にするという企画にかなりの額の事業収入を見込んでおり、果たしてできるのか疑問に思ったので、質問したところ、米子のポテンシャルが高く、ただし利用率などはあるがということも重々承知した上でポテンシャルはあると思うということでした。そういったところが両社違ってきてこのような結果になったと思います。
- (委員) 既存の利用も詰まった施設なので、そこをかいくぐって自主的なイベントとか事業はやっていかないといけないと思うが、事業のノウハウはあるだろうと。
- (委員) 「施設の管理業務に係る職員体制」について、東山公園内体育施設の配置人数が4名になるということで、A社の評価を「やや劣る」にされています。現行と比較して人数が減るので「劣る」という判断だと思うが、運営の影響についてはどう考えているか。
- (所管課) A社の職員体制を見ると、有人施設として市民体育館と市民球場、常時ではないが東山陸上競技場があります。その他については管理人が常駐しない無人の施設です。東山公園体育施設を4名とするとその4名すべてが市民体育館に配置される計画になっており、これではおそらく回らないと思います。そのため評価は現行の管理体制を十分に把握できていないということで「やや劣る」とした。ただ、選定の結果、A社が順位1位になり、選定されるとなれば、これについては改善しないといけない。協定を結ぶまでに候補者と協議して、ここは改善してもらいたいと思っています。

- (委員) A社は本社と連携を取りながら施設管理・利用者の安全管理の対応に当たられると思うが、人数の少なさ等この計画を見ると対応が少し心配かと。
- (所管課) 体制につきまして、市も少し不安を持ちました。人数が足りない時の体制としては、足りない時にはA1やA2が5キロ圏内に持つ施設から派遣するということでしたが、最初からそれだけの人数がいなければいけないと思いますので、協定を結ぶまでに協議をし、対応いただきたいと思っています。
- (委員) 選定委員会から、十分に配置人数を考慮していただきたいと意見があったと伝えていただきたい。これについては、現行並みの人員配置は行なっていただくことを付帯意見とさせていただきます。
- (委員) 自主事業について、市の試算額には何か根拠があるか。
- (所管課) 他市の事例等を参考に、総合的な運動公園等を管理している指定管理の例を見て参考に加味し、令和3年・4年についてはコロナによる影響も加味した。
- (委員) A社がかなりの額の事業収入を見込んでいるが、体育施設は現状でも大体使っているその合間に自主事業を行なって、市の試算額の倍近い額の事業収入が本当に得られるのかと心配する。利用率にまだ伸びしろがありそうな状況か。
- (所管課) 体育館のアリーナについては、夕方以降の利用率は8割以上だと思うので大幅な伸びは期待できない。日中利用率の低いときや使っていない会議室、多目的の部屋、体育館のトレーニングルームなどを使用して自主事業収入を得るという理論。時間帯だけでなく、使っていない部屋を準備して行なっていきたいということでした。教室やイベントもありますし、やっていきたいということをおられました。
- (委員) 指定管理者が変わることによって新しく施設の可能性を見出して、これまで考えられなかったこともやっていかれる可能性がある。良い事業が安いコストでできて良かったで終わるのではなく、米子市の施設管理のノウハウに吸収していただけると、本来の指定管理の一番良い事につながると思う。
- (委員) B社の利用料収入の収納の仕方について、現金のやり取りというのは事故が起きる率が一番高い。収納の基本動作としてちょっと抵抗してもいいかなと思いました。
- (所管課) 参考にさせていただきたいと思います。
- (委員) B社が「未納料金対応フロー」を作っているが、未納料金が結構あるのではと思うが。
- (所管課) 年間に数件あると把握しているが、利用料金制を採っている所以で収入は基本的に指定管理者の収入となるためB社で対応してもらう。ただ、どうしてもなかなか出てきてくれない人については市が対応となる。今のところはそれほど心配するような未納はない。
- (委員) 「管理継続が困難になった場合に対処する方策」について、B社は協定書の書式を出されているけど、協定の相手先が書かれていないが、何か聞いているか。
- (所管課) 協定の相手に当たりはつけているということだが、指定管理者に選定されたら具体的に協定締結に向かうということで、現時点ではまだ協定を結んでいないということだった。

※ 付帯意見として1位の事業者には東山公園体育施設には現行並みの人員を配置のうえ行なっていたと委員会からの意見を付けて、市が示された指定管理者候補者案について審

議の結果適当と認める。

【審議結果】

選定結果に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり候補者案が承認された。

[5 その他]

第5回会議の開催について、令和2年10月26日に会議の開催を予定していることが確認された。

[6 閉会]